

救急車による転院搬送の手引き

(駿東田方地域メディカルコントロール協議会)



転院搬送の考え方

救急業務として行う転院搬送の法的根拠を確認すると、消防法第2条第9項において、「傷病者のうち、医療機関その他の場所へ緊急に搬送する必要があるものを、救急隊によって医療機関その他の場所に搬送すること。」とされており、転院搬送の要件として以下のことが示されています。

【転院搬送の要件】

「救急業務に該当する転院搬送と言えるためには、医療機関に搬送され初療の後であっても、

- ① 当該医療機関において治療能力を欠き
- ② かつ他の専門病院に緊急に搬送する必要がある
- ③ 他に適当な搬送手段がない場合には
- ④ 要請により出場する

との要件を満たすことが要求される。」

(昭和49年12月13日消防安第131号広島県総務部長あて消防庁安全救急課長回答より抜粋)

国の見解としては、次の要件が示されており、「既に医療機関に収容されている傷病者を他の医療機関に搬送することは、原則として搬送中の傷病者の管理を当該医療機関の管理と責任において実施すべきものであり、

- ⑤ 医師等が同乗することを遵守すべきであること
- とされている。」

(6訂版「例解 救急救助業務」自治省消防庁救急救助課監修より抜粋)

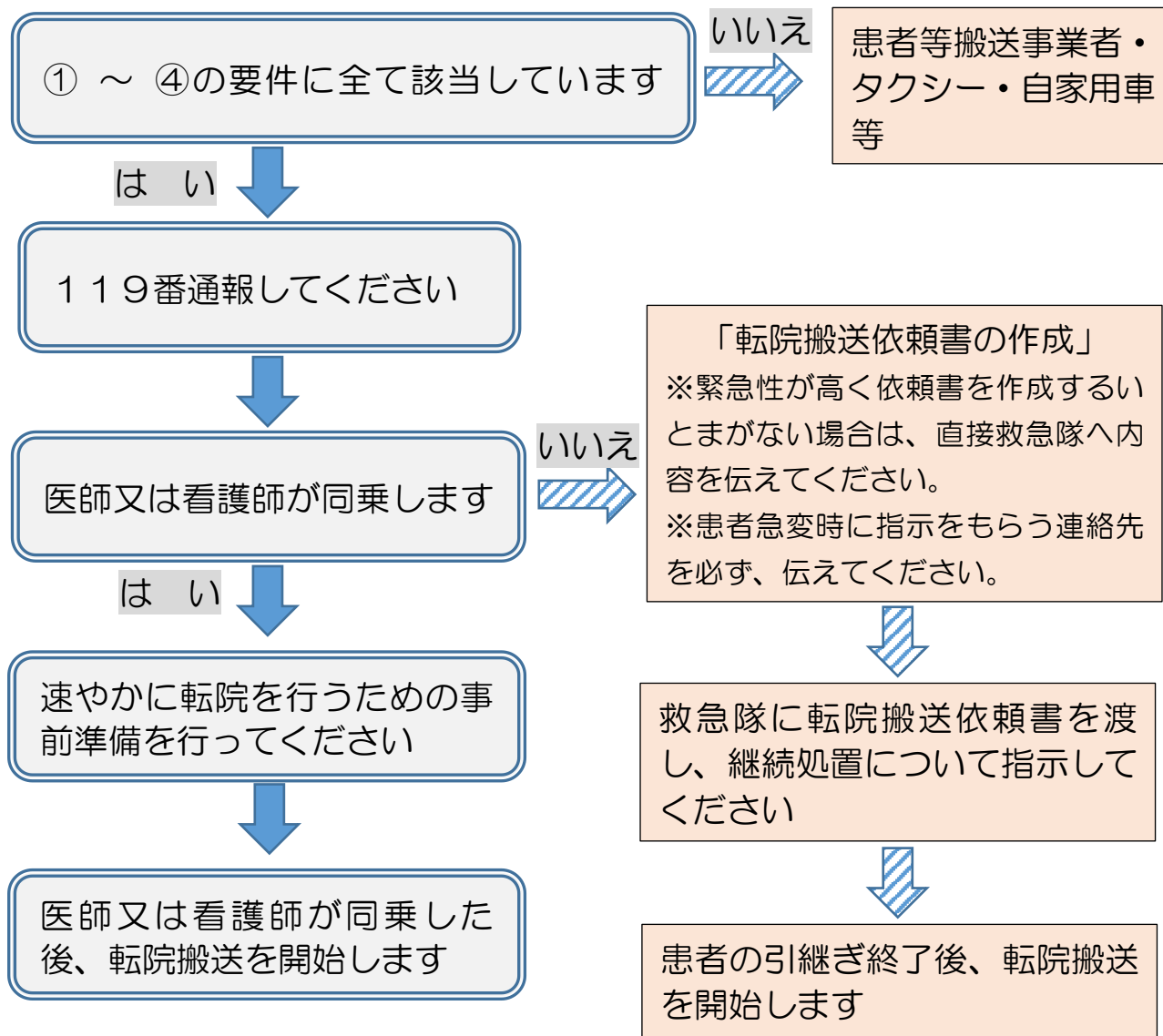
救急業務として行う転院搬送は、当然のことではありますが消防法を遵守しなければならず、救急車を要請する医療機関及び医師が、上記「転院搬送の要件」を認識し、適正な救急搬送手段を選択していくことが重要と考えます。

転院搬送の要請手順

※ 119番通報する前に以下の手順を確認してください。

【救急車による転院搬送の基本要件】

①	転院搬送依頼元医療機関の医師の判断による
②	当該医療機関において治療が困難である
③	緊急に他の専門病院等に搬送する必要がある
④	他に適当な搬送手段がない
⑤	転院搬送先（医療機関）が確定している



※原則、要請元の医師が同乗するものとする。ただし、医師が病状管理の必要がないと認める時は、医師の指示を受けた看護師を同乗させる。

民間の患者等搬送事業者の積極的な活用を！

患者等搬送事業者は、医療機関への入退院や通院、転院搬送、社会福祉施設への送迎など、救急車での搬送の対象とならない緊急性のない患者等の搬送には最適であると考えられることから積極的な活用をお願いします。

駿東田方地域MC協議会の各消防本部は、国の指針をもとに患者等搬送事業者の認定制度を運用し、搬送のための車両、資器材、人員等の条件を満たす事業者については、「患者等搬送事業者」として認定をおこなっております。

現在駿東田方地域MC協議会管内の患者搬送事業者の認定数及び車両台数は、7事業所10台となっています。

【沼津市】

【更新：令和5年6月】

事業者名	所在地	問い合わせ先	認定車両	台数
介護タクシーSORA	沼津市中瀬町3-3-3	055-933-1123	寝台	2
株式会社 クサガヤ急送	沼津市志下4-8-2-2	055-932-0815	車椅子	1

【函南町】

事業者名	所在地	問い合わせ先	認定車両	台数
オカリナおじさんの介護タクシー 「おでかけ君」	田方郡函南町間宮8-8-8-4 ホウルサム5-1F西	055-946-5222	車椅子	1

【清水町】

事業者名	所在地	問い合わせ先	認定車両	台数
(株)グーウイト 奏でる伊豆ケアサービス	駿東郡清水町八幡中瀬1-9-3-6	055-991-7566	寝台	2

【長泉町】

事業者名	所在地	問い合わせ先	認定車両	台数
株式会社 いずみ 介護福祉 タクシー健（すこやか）	長泉町下土狩4-5-5-8	055-960-7111	寝台 車椅子	1 1

【御殿場市】

事業者名	所在地	問い合わせ先	認定車両	台数
GOTEMBA 民間救急サービス 株式会社	御殿場市中畑6-5-9-6	0550-78-6541	寝台	1
介護タクシーくるくる	御殿場市山之尻9-5-4-6	0550-84-9696	寝台	1

※利用方法などの詳細については、直接、各事業所へお問い合わせください。

かけがえのない命を救うために

近年、救急出動は増加の一途を辿り、本協議会管内における令和4年中の救急出動件数は3万3千件を超えております。一方全国においても722万件を超え、過去最多の件数となりました。

このような中、近年の救急業務に係る主要な課題は、高齢化の進展等を背景として救急需要が増大し、病院収容時間が延伸する一方、救急隊の増隊には限界があり、今後、いかに救急業務を安定的かつ持続的に提供していくかにあります。

こうした課題に対応するため、これまで救急車の適正利用について救急車の利用マニュアルや救急受診ガイド、救急受診アプリの活用に加え、民間の患者等搬送事業者の認定や活用の推進について新聞、広報誌、テレビ、ラジオ等を使い啓発に努めてきたところであります。

しかしながら、このような対策も現在の増加率には追い付かず、近い将来限界に達することが予想されます。

このような状況の中、最大の対策は、医療機関や消防機関だけでなく、要請する側の住民も、救急業務に対する理解を深め、救急車を適正に利用することが「救える命を救う」という体制の実現につながると考えております。

実現に向けて本協議会はもとより住民および医療機関の協力体制が不可欠であるため、様々な機会を捉え、救急業務に対する理解を深めていただくために、救急車の適正利用の推進に努めてまいりますので御理解と御協力の程よろしくお願いいたします。

今後、救急車の適正な利用が定着し、真に救急車を必要としている、かけがえのない命を救うために、皆様と共に歩み続けられることを願っています。